附　則

（施行期日）

1　この告示は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この告示は、その共済責任期間の開始日が令和八年四月一日以降の日である漁業共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和八年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

3　法第百四条第二号に掲げる漁業に属する漁業の種類に係る共済契約であって、次項による廃止前の平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項の規定に基づく基準共済掛金率を定める件）第一号の表の備考ソ又は第三号の表の備考イに該当し、かつ、当該漁業単位に係る漁業の種類が二以上あるものの基準共済掛金率は、この告示の施行後五年を経過するまでの間はそれぞれ第六条第一項の表又は同条第三項の表に掲げる率に百分の九十を乗じて得た率（小数点以下三位以下を切り捨てる。）とする。

（関係告示の廃止）

4　次に掲げる告示は、廃止する。

一　昭和四十二年十一月一日農林省告示第千七百二号（漁業共済組合連合会の漁獲共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件）

二　昭和四十九年九月十九日農林省告示第八百八十一号（漁業災害補償法施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する附属漁船を定める件）

三　昭和六十三年十月一日農林水産省告示第千五百七十一号（漁業災害補償法第百四十一条第一号の規定に基づく漁業共済組合連合会の特定養殖共済に係る純再共済掛金の金額の算定の方法を定める件）

四　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百六号（漁業災害補償法第百十二条第二項の規定に基づく基準共済掛金率を定める件）

五　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百八号（漁業災害補償法第百二十五条の十第二項の規定に基づく基準共済掛金率を定める件）

六　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十三号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき漁獲共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）

七　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十五号（漁業災害補償法第百四十条第二項の規定に基づき特定養殖共済に係る同条第一項第一号の団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法を定める等の件）

八　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十六号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）

九　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十八号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）

十　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）

十一　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十二号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）

十二　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十四号（漁業災害補償法第百十三条の二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）

十三　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十五号（漁業災害補償法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）

十四　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十八号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）

十五　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十九号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく農林水産大臣が定める期間を定める等の件）

十六　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）

十七　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十三号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第四項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）

十八　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十四号（漁業災害補償法施行規則第五十四条の二第三号（同規則第七十一条の十九（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第七十一条第二項第二号（同規則第八十一条（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣の定める範囲を定める等の件）

十九　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十五号（漁業災害補償法第百十三条の三第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）

二十　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十八号（漁業災害補償法施行令第六条第一号（同令第二十二条の五において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する湖沼を指定する等の件）

二十一　平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同規則第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）